

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について(案) イメージ図 (豊川市パートナーシップ宣誓制度の拡充)

別紙

豊川市パートナーシップ宣誓制度 (別添資料)

現
行

対象
一方又は双方が
性的マイノリティ
のカップル

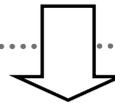
※宣誓数 9組
(令和6年5月末現在)

(例)同性カップルで過
去に異性との間に子
どもをもうけている場合

(例)なんらかの理由で
婚姻することができな
いカップルが養子をと
っている場合

課 題

- ・ 性的マイノリティの望まないカミングアウトにつながる。
- ・ 同性カップルも異性カップルも同様に様々な事情により婚姻制度を利用することができない課題を抱えている。子を含めた関係性を示すことが難しいなど。



効 果

- ・ 上記困難の解消の一助となることが考えられる。

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 (仮称)

改
正
後

現行の「パートナーシップ宣誓制度」を拡充

対象
さまざまな事情により
婚姻することができないカップル

一方又は双方が
性的マイノリティ
のカップル
異性のカップル・
事実婚

対象
近親者等

一方又は双方の
・ 子ども(養子を含む)
など三親等内の親族
・ その他(その他市長が
適当と認める者)